

令和2年度 総合的な診療能力を持つ医師養成の推進事業

実施団体公募要領

1. 総則

本要領は厚生労働省が総合的な診療能力を持つ医師養成の推進事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）により行う、総合診療医センターの設置等総合診療医の養成（以下「本事業」という。）を行う団体を公募により選定するための手続き等を定めるものである。

2. 事業の目的

実施要綱の1による。

3. 事業内容

実施要綱の3による。

4. 事業の実施主体

実施要綱の2に規定するほか、総合診療医の養成のための取組を広く普及させるため、事業実施者の採択については、申請者の全国的な応募状況、企画書の評価結果等を総合的に判断するものとする。

5. 事業の期間

選定日から令和3年3月31日まで

6. 本事業に係る補助金の交付について

本事業の補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、厚生労働省所管補助金交付規則（平成12年 令第6号）の規定によるほか、別に定める「医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金交付要綱」に基づき、国庫補助を行うことができるものとする。

7. 応募団体に関する諸条件

本事業の応募者（以下、「応募団体」という。）は、次の条件を全て満たす団体であることとする。

- (1) 本事業に関する会計処理等の事務処理を適切に実施できる能力を有する団体であること。
- (2) 本事業を実施する上で必要な経営基盤を有し、資金等に管理能力を有すること。
- (3) 日本国内に拠点を有していること。
- (4) 厚生労働省から補助金交付等停止、又は指名競争入札における指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 予算決算及び会計令（昭和 22 年 4 月 30 日勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

8. 応募方法等

(1) 企画書の作成及び提出

「令和 2 年度総合的な診療能力を持つ医師養成の推進事業応募申込書」（別紙様式 1）とともに、以下の項目について具体的に記載した、「令和 2 年度総合的な診療能力を持つ医師養成の推進事業企画書」（以下「企画書」という。）を作成し提出すること。

【企画書記載項目（用紙サイズは A4 とし、①～⑧の様式は任意とする）

- ① 応募団体における総合診療医養成の目的（考え方）及び総合診療医養成に向けた実習及び研修実施の実績の有無（ある場合はその内容）
- ② 本事業の責任者の選考方針
- ③ 地域枠学生及び研修医個人データ管理の体制
- ④ 本事業に係る実習及び研修計画案
 - ・プログラム（担当講師、実習・座学の別も記載のこと）
 - ・研修施設群（病床機能、総合診療科の指導医の有無、医師少数区域の該当 等）
 - ・実習及び研修の実施・内容に対する審査・評価体制
 - ・教員・スタッフ等の人員（氏名、所属機関、役職名）
- ⑤ 本事業に係る都道府県との連携体制
- ⑥ 本事業に係る診療に関する相談支援や緊急時の代替医師の支援などのバックアップ体制
- ⑦ 本事業に係るキャリア支援体制
- ⑧ 本事業に係る目標設定（専門医の養成数等）
- ⑨ 事業費の積算（別紙様式 2 による）
- ⑩ 事業の実施に係る会計処理等の事務処理の実施体制

(2) 応募方法

提出期間及び提出先等は以下のとおり。

- ① 提出期間 令和 2 年 7 月 10 日（金）～令和 2 年 8 月 7 日（金）※消印有効
- ② 提出先及び問い合わせ先

提出先：〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2

厚生労働省医政局医事課医師臨床研修推進室あて

※ 郵送する場合は、封筒の宛名面に「令和2年度 総合的な診療能力を持つ医師養成の推進事業実施要綱事業企画書在中」と朱書きで記載すること。

問い合わせ先：厚生労働省医政局医事課医師臨床研修推進室

TEL：03-5253-1111（内線4123）

FAX：03-3591-9072

※ 問い合わせは、平日の午前9時30分から午後5時30分（正午～午後1時を除く）とする。

③ 提出書類及び部数

ア 令和2年度総合的な診療能力を持つ医師養成の推進事業応募申込書

・・・ 1部

イ 令和2年度総合的な診療能力を持つ医師養成の推進事業企画書 ・・・ 10部

ウ 団体経歴（概要）、応募団体の活動が分かる資料 ・・・ 10部

9. 実施団体の選定について

厚生労働省医政局医事課において、応募団体が応募条件に該当する旨を確認の上、医政局に設置する「令和2年度総合的な診療能力を持つ医師養成の推進事業に係る企画書評価委員会」において、提出された企画書等の評価（非公開）を行い、その評価結果に基づき実施団体を選定する。

なお、必要に応じ応募団体に対しヒアリングを実施する。（その場合は予め応募団体へ日時等の連絡を行う。）